

# 今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金交付要綱

平成17年 1月16日制定

今治市要綱第118号

## (目的)

第1条 心身障がい者の福祉の増進を図るため、雇用されることの困難な心身障がい者が通所して、必要な訓練を受け、その保護育成を図ることを目的とした今治市心身障がい者共同作業所運営事業（以下「事業」という。）を実施する民間団体（以下「団体」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

## (補助対象施設)

第2条 補助の対象となる施設は、この事業を行うことを目的とし、かつ、将来にわたり、健全で、安定的な運営が確保される見込みのあるもので、次に掲げる要件を備えた共同作業所とする。

- (1) 共同作業所は、通所者の利用の便等を配慮した場所に設置し、設備等は通所者の安全及び保健衛生について、十分考慮されたものとする。
- (2) 共同作業所の通所定員は、5人以上20人未満とする。
- (3) 共同作業所には、通所者に対し、適切な指導を行う能力を有する指導員1人及び補助の指導員1人を置くものとする。
- (4) 共同作業所の運営期間は、毎週3日以上とする。
- (5) 共同作業所における作業は、通所者の独立自活に必要なものであり、収入が得られたときは、作業収入から経費を控除した金額を工賃として、作業に従事した者に支払わなければならない。
- (6) 共同作業所には、会計その他事業に関する帳簿を整備しておかななければならない。

## (補助金額)

第3条 補助金の額は、事業の実施に要した別表に定める「対象経費」の実支出額（その額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てる。）とする。ただし、その額が同表「補助基準額」に定める額を超える場合は、補助基準額とする。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

## (交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

(補助金交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならないこと。

(指導監督)

第7条 市長は、事業の実施に関し、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告書)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、事業（以下「補助事業」という。）完了後、今治市心身障がい者共同作業所運営事業実績報告書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助事業者が提出する今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金精算払請求書（別記様式第4号）に基づき、補助金を交付するものとする。

(概算払)

第10条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金概算払請求書（別記様式第5号）に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助事業者が、補助金の交付に際して付された条件その他市長の指示に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の今治市心身障害者共同作業所運営事業補助金交付要

綱、玉川町心身障害者共同作業所運営事業補助金交付要綱（平成16年玉川町要綱第6号）又は波方町心身障害者共同作業所運営事業補助金交付要綱（平成14年波方町要綱第7号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年1月30日今治市要綱）

この要綱は、平成30年1月30日から施行する。

附 則（令和3年3月31日今治市要綱）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費
人 件 費	1 作業所につき (運営期間が週 5 日未満の作業所) 月額174,000円 ×年間開設月数 (運営期間が週 5 日以上の作業所) 月額284,000円 ×年間開設月数	事業の実施に必要な人件費
運 営 費	1 作業所につき (運営期間が週 5 日未満の作業所) 月額 73,000円 ×年間開設月数 (運営期間が週 5 日以上の作業所) 月額121,000円 ×年間開設月数	運営に係る諸経費。ただし、 工賃等通所者に支払う額は除 く。

別記様式第1号（第4条関係）

今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者

今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金の交付を受けたいので、今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 申請額
- 2 申請額算出内訳（参考様式第1号）
- 3 事業計画書（参考様式第2号）
- 4 歳入歳出予算書

担当者

職（担当）

電話番号

氏名

記号第 号  
年 月 日

今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金交付決定通知書

様

今治市長

年 月 日付けで申請のあった 年度今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金  
については、今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金交付要綱の規定に基づき、次の条件を付  
けて金 円を交付します。

記

- 1 事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 2 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。
- 3 事業の実施に関し、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。  
なお、この補助金は、今治市監査委員の監査対象となる。
- 4 補助金の交付に際して付された条件その他市長の指示に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

別記様式第3号（第8条関係）

今治市中心身障がい者共同作業所運営事業実績報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者

このことについて、次のとおり報告します。

- 1 補助金精算書（参考様式第3号）
- 2 事業実績報告書（参考様式第4号）
- 3 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- 4 その他

担当者

職（担当）

電話番号

氏名

別記様式第4号（第9条関係）

今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金精算払請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者

年 月 日付け（記号）第 号で交付決定の通知があった 年度今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金について、今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり請求します。

一金 円

内訳	交付決定通知額	円
	概算払受領済額	円
	今回請求額	円

担当者	
職（担当）	氏名
電話番号	



別記様式第5号（第10条関係）

今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者

年 月 日付け（記号）第 号で交付決定の通知があった 年度今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金について、今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり請求します。

一金	円
内訳	
交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

担当者	
職（担当）	氏名
電話番号	

参考様式第1号

今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金交付申請額

算出内訳

共同作業所の名称	実施主体 (代表者)	区分	対象経費支出予定額 (A)	補助基準額 (B)	選定額 (C)	補助金交付決定額 (D)
		人件費	円	円	円	円
		運営費				
		計				

(注)

- 1 A欄の運営費については、作業工賃を控除した額を記入すること。
- 2 C欄は、A欄とB欄とを比較していずれか少ないほうの額を記入すること。

参考様式第2号

今治市心身障がい者共同作業所運営事業計画書

(1) 事業の概要

施設名称					
所在地	電話				
事業開始年月日					
運営主体					
代表者氏名住所	氏名				住所 電話
入所定員及び現員	通所定員				人
	通所現員(申請時)				人
開所日数	毎週	日間			
開所時間	平日	時～	時、土曜	時～	時
作業種目					

(2) 指導員の状況

専任・補助 の 別	氏名	勤務形態	年齢	資格	給与等月額

(3) 対象経費（支出予定額）の内訳

ア 収入予定額の内訳

項 目	金 額	積 算 内 訳
	円	
計		

イ 支出予定額の内訳

項 目	金 額	積 算 内 訳
人 件 費	円	
	小 計	
運 営 費	円	
	小 計	
合 計		

(4) 通所見込

月別	利用定員	利用実人数	利用延人数	開所日数	1日当たり平均利用者数
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					

(注) 1日当たり平均利用者数は、利用延人数を毎月の開所日数で除した数を記入すること。



今治市心身障がい者共同作業所運営事業補助金精算書

共同作業所の名称	実施主体(代表者)	区分	対象経費支出額 (A)	補助基準額 (B)	選定額 (C)	補助金交付額 (D)	補助金 受入済額 (E)	差引過不足 額 (F)
		人件費	円	円	円	円	円	円
		運営費						
		計						

(注)

- 1 A欄の運営費については、作業工賃を控除した額を記入すること。
- 2 C欄は、A欄とB欄とを比較していずれか少ないほうの額を記入すること。

今治市心身障がい者共同作業所運営事業報告書

(1) 事業の概要

施設名称					
所在地	電話				
事業開始年月日					
運営主体					
代表者氏名住所	氏名				住所 電話
入所定員及び現員	通所定員				人
	通所現員(申請時)				人
開所日数	毎週	日間			
開所時間	平日	時～	時、土曜	時～	時
作業種目					

(2) 指導員の状況

専任・補助 の 別	氏名	勤務形態	年齢	資格	給与等月額



(3) 対象経費（支出額）の内訳

ア 収入額の内訳

項目	金額	内訳
	円	
計		

イ 支出額の内訳

項目	金額	内訳
人件費	円	
	小計	
運営費	円	
	小計	
合計		

(4) 通所実績

月別	利用定員	利用実人数	利用延人数	開所日数	1日当たり平均利用者数
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
計					

(注) 1日当たり平均利用者数は、利用延人数を毎月の開所日数で除した数を記入すること。

